

政策調整会議の概要

開催日 平成 23 年 3 月 24 日 (木)

◎項 目

- 1 高知県環境基本計画第三次計画（案）について【林業振興・環境部】
- 2 地球温暖化対策実行計画及び新・環境マネジメントシステムについて【林業振興・環境部】
- 3 障害者施設への印刷物等の発注（福祉版アウトソーシング）について【地域福祉部】

◎内 容

1 高知県環境基本計画第三次計画（案）について【林業振興・環境部】

林業振興・環境部から高知県環境基本計画第三次計画（案）について説明を行った。

【概要】

- ・高知県環境基本計画は、高知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全と創造に関する県の総合的な計画として策定するもので、環境分野の個別計画に施策の基本的な方向性を与えるものとして位置付けられている。
- ・第一次計画は平成 9 年度から平成 18 年度までの 10 年間の計画期間で策定し、環境のマスタープランとして、本県の環境行政の道筋となる基本的な方向を示した。第二次計画は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会づくりを実現するために 5 つの分野ごとに基本的な方向性を示し、環境基本計画の個別計画に当たる地球温暖化対策地域推進計画と足並みをそろえて、京都議定書の削減目標である温室効果ガスの排出量を 1990 年の基準年比マイナス 6 % を目指すため、計画期間を平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間と短期に設定した。
- ・第三次計画は、第二次計画が平成 22 年度末に終了することを受け、平成 22 年 1 月から計画の策定に着手し、庁内関係各課や各市町村への意見照会、環境審議会の開催、パブリックコメントの実施を経て、今回案をとりまとめた。
- ・主なポイントとして、計画の基本的な考え方や構成については第二次計画を継承する。キャッチフレーズを「高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みんなともだち～」とし、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会づくりの統合的な取り組みによって、3 つの社会を実現することとする。そのため、環境のトップ・プランナーとして全国に先駆け、本県発のさまざまな環境施策の企画・提案を情報発信するとともに、再生可能エネルギーの導入など本県の豊かな自然資源を活用した新たな「環境ビジネスの振興」を図り、地域経済の活性化や雇用の確保につなげる。
- ・計画期間は、環境に関する個別計画の実効性、自然環境の現状や中間的な検証などを考慮して、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とする。計画の達成度を測る環境指標の設定については、施策を確実に実施するために見直し、5 分野 11 項目から 5 分野 28 項目へ大幅に拡大を図った。
- ・3 月 30 日に環境審議会総合部会に諮った上で、審議会からの答申、計画策定及び公表を 4 月に予定している。計画の推進にあたっては、進捗状況の点検を P D C A サイクルの考え方に基づき実施していくため、関係部局や教育委員会事務局にご協力をお願いしたい。

2 地球温暖化対策実行計画及び新・環境マネジメントシステムについて【林業振興・環境部】

林業振興・環境部から地球温暖化対策実行計画及び新・環境マネジメントシステムについて説明を行った。

【概要】

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、国が示した「地球温暖化対策に係る中長

期ロードマップ」を参考に、高知県として「高知県地球温暖化対策実行計画」を策定する。また、今回の計画は「高知県地球温暖化対策地域推進計画（2次）」と県庁環境マネジメントシステムを統合したものとなっている。

- ・計画期間は2011年度から2020年度の10年間とし、1990年を基準年とする。
- ・これまでの温室効果ガスの排出量推移は、1990年が866万7,000t-CO₂で、2005年の937万t-CO₂をピークに低減傾向にある。直近の2008年は872万3,000t-CO₂であり、基準年比で0.6%増加している。また、部門別排出状況の推移は、1990年を100とした場合、家庭部門及び会社の事務部門である業務その他部門がそれぞれ約3割増えている。一方、産業部門は2割程度の減少になっており、産業活動と密接に関連していることがうかがえる。
- ・高知県の温室効果ガス排出量の2020年の将来推計は、現状から比べて約50万t-CO₂減少して819万1,000t-CO₂になる見込みである。これは県内総生産のデータにより推計したものだが、特に産業部分については産業振興計画の推進による伸びを考慮した推計とした。
- ・この将来推計をふまえて、2020年の温室効果ガス総排出量を基準年比で31%削減するように目標を設定する。内訳は、現状すう勢が5.5%、森林による吸収が16%であるため、残りの9%を家電製品における省エネ機器の普及や大型家電の省エネ化、ビルの省エネ対応やLED化、太陽光パネル設置などにより削減を図る。
- ・低炭素型社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりを進め、温室効果ガスの排出削減と産業振興との両立を図りながら取り組んでいきたい。
- ・計画は毎年見直しを行い、政策調整会議や企画会議を利用して報告する。新エネルギービジョンや産業振興計画の進捗状況等もふまえて、毎年の排出量の推移と目標値について見直しを行っていく。
- ・また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正により、県自体が特別排出事業者に指定されたため、県独自で具体的な削減目標を定めていく必要があることなどから、県庁環境マネジメントシステムを改正する。計画期間を2011年から2015年の5年間とし、2009年を基準年として、基準年比で10%のCO₂の削減に取り組んでいきたい。
- ・大幅な変更点としては、対象施設が指定管理施設も含まれることとなった。目標達成のため、従来から実施しているコツコツニュースやエコグラフなどのエコオフィス活動により各所属で削減に努めていただくとともに、デマンド監視装置の設置などにより電気量の使用を抑制する。また、ハード面では、設備の老朽化等による施設改修時における配慮や計画的な設備改修により取り組んでいきたい。

【意見交換】

- ・基本計画との位置付けはどうなっているのか。
- 県の基本計画の中から地球温暖化対策の部分を受け取った形で実行計画を作っている。
- ・指定管理施設が対象となるが、問題はないか。目標が高くなったことで、指定管理施設が占めるウェイトが大きくなって、目標どおりに進むか不安がある。
- 今後、指定管理者の委託契約の仕様書で、そういった条項を盛り込んで、削減に努めていただくことを含めて行政管理課と協議をしていく。これまでに主管課や指定管理施設を所管する担当課に対しては2月に説明会を開催し、指定管理施設において可能な範囲で協力して、取り組んでいただくよう説明している。
- ・マネジメントシステムは法的に取り組む必要があるが、対策に必要な予算を確保しなければ、省エネは進まない。例えば教育委員会などは学校施設が多く、全部を対応するとなれば莫大な予算がかかる。財政課と今後も方針について検討していく。（副知事）

3 障害者施設への印刷物等の発注（福祉版アウトソーシング）について【地域福祉部】

地域福祉部から障害者施設への印刷物発注等について説明を行った。

【概要】

- ・障害者施設への印刷物等の発注については昨年5月にも協力依頼を行ったところだが、年度替わりということもあり、名刺などの印刷発注があれば、ぜひ障害者施設へ発注していただきたい。